

さんぼう  
**大和川左岸(三宝)土地区画整理事業に着手**

**～高規格堤防とまちづくりの一体整備による防災性向上の実現～**

大阪府堺市の大和川左岸(三宝)において、河川の氾濫等に対する防災性の向上と良好な市街地形成を図ることを目的とし、国土交通省による高規格堤防整備事業と一体的に推進する土地区画整理事業の施行が国土交通大臣により本日認可され、当機構が施行者として事業に着手することといたしました。

今後、国土交通省による事業と連携を図りながら、堺市と協調のうえ、一体的にまちづくりを進めてまいります。

お問い合わせは下記へお願いします。

西日本支社 都市再生業務部 市街地整備課

(電話) 06-6969-9085

西日本支社 総務部 総務課

(電話) 06-6969-9008

## 大和川左岸(三宝)地区 土地区画整理事業について

大和川左岸(三宝)土地区画整理事業区域は、大和川左岸に位置し、都市再生プロジェクトに定められた阪神高速大和川線及び一級河川大和川 高規格堤防の整備が進められています。過去には豪雨時の河川の氾濫により甚大な浸水被害を受けているため、今後の自然災害に備えた防災性の向上を図る必要があります。  
(※参照「位置図・区域図」「関連事業の概要」)

当事業区域の一部およびその周辺地域は、昭和10年代～20年代に耕地整理事業や土地区画整理事業が実施されておりますが、骨格的な道路整備はなされているものの、一部に幅員の狭い道路や行き止まり道路があり基盤整備が必ずしも十分ではありません。

防災性向上と共に良好な市街地形成を図るためには、現在お住まいの多数の住民の皆様の生活に配慮しながら、高規格堤防とまちづくりの一体整備を効率よく進める必要があります。

当機構は、国土交通省、堺市、阪神高速道路(株)による一体整備の初期検討段階から参画し、国土交通省による高規格堤防整備事業と一体的に推進する土地区画整理事業の検討を実施してまいりました。平成28年11月に大阪府及び堺市から土地区画整理事業の施行要請を受け、平成29年3月に国土交通大臣へ事業計画及び施行規程の認可申請いたしました。6月19日付施行が認可され、当機構が施行者として事業に着手することといたしました。

本土地区画整理事業では、事業着手から完成まで約13年間で予定(換地処分平成41年度末予定)し、現在お住まいの住民の皆様に移転のご協力をいただきながら、国土交通省による高規格堤防の盛土工事完了後に宅地や公共施設の整備等を順次実施してまいります。高規格堤防の完成により壊滅的な河川氾濫被害が回避できると共に、阪神高速大和川線上部や河川用地を土地区画整理事業で有効活用することにより、水と緑に親しむ良好な市街地が形成されます。

(※参照「土地区画整理事業の概要」「高規格堤防との一体整備の概要」)

今後、国土交通省による高規格堤防整備と連携を図りながら、堺市と協調のうえ、一体的にまちづくりを進めてまいります。

### 【地区概要】

|       |  |
|-------|--|
| ○所在地  | 大阪府堺市堺区(松屋大和川通、松屋町、南島町)                |
| ○交通条件 | 南海本線「七道」徒歩16分                          |
| ○事業手法 | 土地区画整理事業(法3条の2、機構施行)                   |
| ○事業費  | 約220億円                                 |
| ○事業期間 | 平成29年度～平成46年度(清算期間5年含む)(※認可～換地処分:約13年) |
| ○施行区域 | 約13.0ha                                |
| ○用途地域 | 第1種住居地域(200%/60%)、工業地域(200%/60%)       |
| ○地権者数 | 約300名(堺市、阪神高速道路(株)、日本高速道路保有・債務返済機構含む)  |

### 〔参考〕主な経緯

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 平成13年8月  | 都市再生プロジェクト(第2次決定)                     |
| 平成18年度～  | 国土交通省 高規格堤防事業 工事着手(地区外部分)             |
| 平成20年度～  | 阪神高速道路 阪神高速大和川線事業 工事着手                |
| 平成27年12月 | 三宝地区の都市計画決定(土地区画整理事業、都市公園)            |
| 平成28年11月 | 大阪府、堺市からUR都市機構へ施行要請                   |
| 平成29年1月  | 三宝地区の阪高上部宅地利用に伴う地区計画決定(立体道路)          |
| 平成29年1月  | 阪神高速大和川線(地区内を含む一部区間)供用開始(三宝JCT～鉄砲出入口) |
| 平成29年3月  | 土地区画整理事業 事業計画及び施行規程の認可申請              |
| 平成29年6月  | 土地区画整理事業 認可告示(国土交通大臣)                 |

## 位置図・区域図



## 関連事業の概要

### ■ 都市再生プロジェクト「大都市圏における環状道路の整備」(平成13年8月第2次決定)

- ・大阪都心部の新たな環状道路の形成を図る。
- ・阪高大和川線と一体的に整備する高規格堤防等の関連事業を積極的に推進する。

#### 阪神高速大和川線事業 (整備区間: L=9.7km)

- ・渋滞緩和・沿道環境改善
- ・ミッシングリンクの解消
- ・拠点間所要時間の短縮



#### 大和川高規格堤防整備事業 (整備区域 L=3.1km)

- ・壊滅的な氾濫被害の解消
- ・浸水面積: 770ha
- ・被災人口: 6.4万人
- ・被害想定額: 7,300億円



# 土地区画整理事業の概要

## 土地利用計画 (現時点での案であり今後、変更される場合があります。)

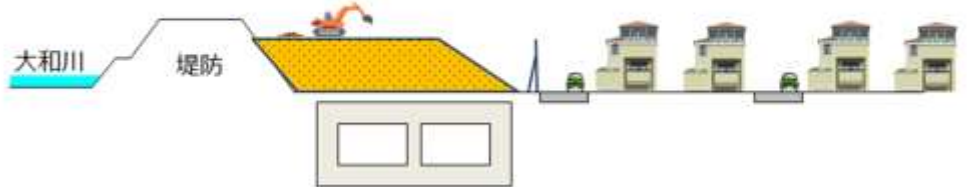


### <参考> イメージパース



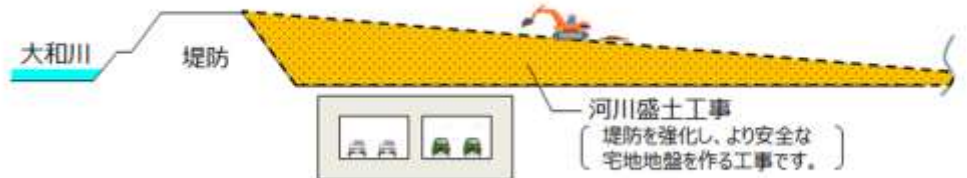
# 高規格堤防との一体整備の概要

現在



河川盛土工事  
(高規格堤防事業)

お住まい方の移転完了後に、河川盛土を行います。



宅地整備工事  
(土地区画整理事業)

河川盛土完了後に、宅地整備を行います。  
宅地整備完了後は、住宅等の建設が可能となります。

